

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第13回 裁判所と司法権（3）

4. 裁判の公開

- ・ 裁判の公正を確保するために、裁判は原則として公開されなければならない（82条、37条1項）。
- ・ 82条1項にいう「対審」とは、裁判官の面前で当事者が口頭でそれぞれの主張を述べること（民事訴訟における口頭弁論手続、刑事訴訟における公判手続）をいう。
- ・ 「公開」とは、まず傍聴の自由を認めることを意味する。ただし、傍聴席の数が物理的に制限されていることや、裁判長が法廷の秩序を維持するために必要であると認めたときに一定の制約を加えることは、裁判の公開原則に違反するものではない。
- ・ 裁判の報道にあたり、写真撮影等は裁判所の許可を得なければ行うことができない（刑事訴訟規則215条、民事訴訟規則77条）が、これは法廷の秩序維持と被告人等の利益保護のために必要な措置として合憲とするのが判例の立場である（最大決昭和33年2月17日刑集12巻2号253頁）。

○ 法廷メモ（レペタ）訴訟最高裁判決（最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁）

傍聴人のメモを取る行為を認めるか否かは、裁判長の法廷警察権に属する自由裁量事項とされ、一般に禁止されていた。日本の経済法の研究をしていたアメリカ人弁護士X（ローレンス・レペタ）がある事件の裁判を傍聴し、メモ採取の許可を求めたが認められなかったため、この措置が憲法82条、21条等に違反するとして、国家賠償を請求した。

最高裁判所は、82条によって「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができる」が、それは「各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることを認めたものではない」し、「傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものでもない」として、請求を斥けた。その一方で、「筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重される」し、「傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない」とも判示した。

5. 司法権の内容

- ・ 司法権を厳密に定義すれば、当事者間に、具体的事件に関する紛争がある場合において、当事者からの争訟の提起を前提として、独立の裁判所が統治権に基づき、一定の争訟手続によって、紛争解決の為に、何が法であるかの判断をなし、正しい法の適用を保障する作用であるといえる。
- ・ 司法権の概念のうちの「具体的な争訟」（具体的事件性）とは、裁判所法3条1項にいう裁判所が裁判すべき「法律上の争訟」と同じ意味である。この法律上の争訟とは、判例によれば、(1) 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、(2) それが法律を適用することによって終局的に解決することができるものをいう（板まんだら事件最高裁判決（最判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁））。

- ・ したがって、(1) 抽象的に法令の解釈や効力を裁判で争うこと（警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁））、(2) 単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争（最判昭和 41 年 2 月 8 日民集 20 卷 2 号 196 頁など）、(3) 純然たる宗教問題（板まんだら事件最高裁判決）などは、具体的事件性を欠くので、裁判所は取り扱わない。
- ・ 選挙訴訟（公職選挙法 203 条、204 条）や住民訴訟（地方自治法 242 条の 2）といった民衆訴訟など、具体的事件性を前提とせずに出訴できる制度を、法律で例外的に設けることも認められる。
- ・ 宗教問題団体内部の紛争に対する司法審査に関しては、宗教問題が前提問題として争われる場合には、(1) 紛争の実態ないし核心が宗教上の争いであって紛争が全体として裁判所による解決に適しない場合（板まんだら事件最高裁判決）と、(2) 紛争自体は全体として裁判所による解決に適しないとはいえない場合（種徳寺事件最高裁判決（最判昭和 55 年 1 月 11 日民集 34 卷 1 号 1 頁）、本門寺事件最高裁判決（最判昭和 55 年 4 月 10 日判時 973 号 85 頁））の 2 つがある。

○ 板まんだら事件最高裁判決（最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁）

宗教法人 Y の会員であった X らは、1965（昭和 40）年 10 月、本尊の板まんだらを安置する施設の建立のための供養として Y に寄付したが、Y から脱会した後、本尊が偽物であるなどと主張し、寄付金の返還を求めるに至った。

最高裁判所は、「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」と述べたうえで、本件は、訴訟は具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっているが、その前提として、信仰の対象の価値または宗教上の教義に関する判断を行わなければならない、結局、実質的に法令の適用による終局的な解決の不可能なものである、裁判所法 3 条にいう法律上の争訟にあたらないと判示した（X らの請求を棄却した）。

○ 警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁）

X は、日本社会党（民進党と社会民主党の前身）を代表して、Y（国）が 1951（昭和 26）年 4 月 1 日以降に行った警察予備隊令（昭和 25 年政令 260 号）に基づく警察予備隊の設置・維持に関する一切の行為が憲法 9 条に違反して無効なものであるとの確認を求める訴えを、直接に最高裁判所に求めた。その際、X は、日本国憲法 81 条は最高裁判所に違憲審査権を付与したものであり、最高裁判所は一般の司法裁判所としての性格と憲法裁判所としての性格を併有することになったなどと主張した。

最高裁判所は、「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行ない得るものではない。ただし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異なるところはないのである」と述べ、訴えを却下した。